

吉野川市監査委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき平成26年度定期監査の結果に対する見解及び今後の対応等について(回答)を別紙のとおり公表する。

平成26年12月26日

吉野川市監査委員 阿部 徳男
同 増富 義明

吉総第458号
平成26年12月25日

吉野川市監査委員 阿部 徳男 様
同 増富 義明 様

吉野川市長 川真田 哲哉

平成26年度定期監査結果に対する見解及び今後の対応等について(通知)

平成26年11月15日付け吉監査第30号で報告のありました件について、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

平成26年定期監査結果に対する見解及び今後の対応について

部署名	指摘事項	見解及び今後の対応
税務課	未収金削減及び収納率向上に引き続き努力する必要がある。	<p>対前年度ごとに徴収率を比較すると、毎年、微増ではありますが向上しています。このことは、未収金対策として対応を強化している滞納処分等による成果が徐々に現れてきた結果であると考えています。今後も、この滞納処分等の執行件数を拡大することにより、アナウンス効果も期待できますので、更なる徴収率の向上が図れるものと考えています。</p> <p>また、徳島県及び全市町村において未収金の回収に向け、新たな協力体制が構築されましたので、今後は全県下において連携強化を図り、公平性の確保と未収金の縮減に向けなお一層の努力してまいります。</p>
国保年金課	未収金の削減向上は見られたが、さらに努力する必要がある。	<p>平成25年度は、前年に比べ、収納率を改善することができました。</p> <p>未収金対策としては、まず口座振替を推進し納め忘れを防いでいきます。また、督促状や催告書の送付、延滞金の徴収、国保喪失届の勧奨通知の送付、納税相談などにより、他保険加入後も国民健康保険に加入の滞納者の解消に努めるとともに納税意識の向上を図っていくことで、早期滞納解消を目指していきます。</p> <p>なお、長期滞納者については、短期被保険者証等の発行により納税交渉の機会を確保するとともに給与照会や財産調査を適切に行い、資力がある場合においては財産の差し押さえにより厳しく対応し、市で対応困難な高額滞納者においては徳島滞納整理機構への移管を行い未収金の更なる減少に努めます。</p> <p>今後におきましても国民健康保険税の滞納は許さない強い意志を示しながら、法令を遵守し、徴収業務に当たります。</p>
都市計画住宅課	住宅使用料の未収金回収に更に努力する必要がある。	<p>市営住宅家賃滞納事務処理要綱に基づき、督促・催告書の送付、電話催促を実施し、悪質な高額滞納者には連帯保証人への履行請求及び本人への招致通知書を送付します。</p> <p>少額滞納者には、個別に生活状況の聞き取りによる納付相談を実施し滞納解消に努めます。</p> <p>また、法的措置を視野に入れた明け渡し請求も引き続き行っていきます。</p>
子育て支援課	保育所使用料の未収金回収に努められる必要がある。	<p>保育所使用料の納期限は、月末で毎月銀行等の口座振替で収納しています。</p> <p>残高不足等で口座振替できなかった場合は、保育所を通じて納付書を保護者に送ります。それでも、未納の場合は、保育所を通じて督促状を保護者に送ります。</p> <p>子どもを預かる保育士が督促状を保護者に直接手渡しすることで、収納につながる事例が事例が多くなっています。</p> <p>滞納者については、保育所のお迎え時、電話連絡及び家庭・職場訪問などを行い、生活状況や経済状況を聞き取り、分納計画の相談等により徴収に努めています。</p> <p>また、一人ひとりの未収金額が多額にならないよう、滞納者と分納誓約書を結び、子どもに対する手当（児童手当・児童扶養手当等）支給月にまとめて徴収しています。</p> <p>なお、前記述による滞納対策を実施しても、保育所使用料を納付しない場合は、地方税法による滞納処分の例により処理を実施しています。</p> <p>今後も、引き続き滞納対策を行いながら、保育所使用料未収金の解消を図っていきます。</p>

部署名	指摘事項	見解及び今後の対応
下水道課	下水道の接続率の向上更に努力する必要がある。	<p>次の対策を基本に、下水道の接続率の向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度及び平成27年度においては、外部委託により下水道の供用開始区域内の未接続世帯への戸別訪問を実施し、その計画をしています。 平成26年度は、奨励金を増額して接続率の向上を図っております。 戸別訪問事業等により、未接続世帯の下水道の理解を深め、普及促進に取り組んでまいります。 引き続き広報よしのがわへの記事掲載、市の花火大会、下水道の日の街頭啓発、下水道いろいろ作品展を開催し、作品展示を通じて、多くの方に下水道の必要性や、接続へのご理解をお願いして啓発活動に取り組み、接続率の向上に努めていきます。
福祉総務課	未収金の回収に向けて、なお一層の努力が必要である。	<p>生活保護費は、その月の生活費を月のはじめに前渡しするという性質のものです。そのため、月の途中で保護費の変更や生活保護の停廃止があった場合、また、資力があるにもかかわらず保護費を受け取った場合に保護費の返納金が発生します。</p> <p>返納金の中でも未収金となっているものの多くは、不実の申請や不正な手段（就労収入や年金受給の未申告や過少申告など）で保護を受けたものであり、課税調査等により返納となる金額が確定した時には、既に金銭が消費されていることが多いため収納（徴収）が困難となります。</p> <p>【未収金の収納が困難な主な自由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身の被保護者の死亡や被保護世帯が管外へ転出した場合、返納金の請求先が特定できない場合が生じる。 主たる担当者（地区担当ケースワーカー）は、公金の取扱い資格がないため徴収したり、返納金となる現金を預かることができないので、対象者に対して自己納付を助言、指導するまでに留まる。 生活保護費として支給している保護金品については、天引きや差し押さえは認められないので、返納金の納付はあくまで自己努力による自己納付が基本となる。 <p>未収金の対応については、まず返納金となる事案を発生させない、不正受給の温床となる環境をつくらない、という事に重点を置きます。そのため、通常のケースワーク（被保護世帯の訪問や面接、定期的な資産や課税調査）を中心とした日常業務を徹底していく事が重要だと考えています。</p> <p>【未収金対策についての具体的な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日ごろから被保護世帯に対して受給中の権利と義務を説明し、特に「収入申告書」や「求職活動状況報告書」の提出は徹底する。 定期訪問や面接時に生活の実態や健康状態、世帯員や扶養義務者の状況なども聞き取ることで、保護費の変更となる要因がないかその世帯の現状把握に努める。 返納金が発生した場合は速やかに事務処理を行うとともに、対象者に対して制度の趣旨や返納の義務を説明し、返納計画等について助言や指導を行う。 返納金の滞納者については、引き続き訪問を重ねて制度説明を行い根気強く返納を促していく。

部署名	指摘事項	見解及び今後の対応
介護保険課	未収金の解消に向けて、なお一層の努力を必要とする必要がある。	<p>現在行っている介護保険料未収金対策は、以下のとおりです。</p> <p>1. 保険料納付相談訪問 平成19年度に、市発足後初めての本格的な全未納者への個別訪問を実施したのをかわきりに、以降、年2回（5月、11月）定期的に未納者の保険料納付相談を行っている。給付制限について説明し納付を促すとともに、経済的事情で納付困難な世帯については分納の相談に応じている。 5月については、出納閉鎖前でもあり、現年度分の未納者を中心に実施し、11月については、過年度分の未納者を中心に実施している。 平成25年度からは、納付相談（分納約束）時に、滞納1年6ヶ月以上の者には「未納の介護保険料債務承認及び納付誓約書」を作成し、確実な納付に結びつけていく。</p> <p>2. 督促状・催告書の送付 督促状 各期 催告書 年1回 平成24年度から、催告書通知者全員に介護保険料納付相談と給付制限のお知らせを配布し、介護保険制度等の周知と未収金の減少につなげていく。</p> <p>3. 外出困難世帯への集金 高齢者単身世帯、歩行困難者等には、要望により定期的に集金に訪問している。また、金融機関口座からの振替を奨励し、対応している。</p> <p>4. 要介護認定時の保険料収納状況チェック 22年度からは、要介護認定時に保険料の収納状況をチェックをし、新たな保険証の発行時に未納分の納付書を同封、納付を促す。特に新規申請の者については、未納があれば給付制限について説明をし、規則に則り、滞納額の半額の納付プラス今後の分納の約束を必須条件としている。</p> <p>給付費の増加が著しい中、財源である保険料の確保は必須の要件です。長引く景気低迷を反映して未収金は増加していますが、相互扶助の考えにも続くものであることを周知し、保険料の収納には力を注いでいるところです。</p> <p>特別徴収（年金天引）から何らかの事情で普通徴収（納付書等による納付）に切り替わった人や、新規被保険者が、それと気づかず未納となっている場合が多いので、滞納常習者となる前に少額未納であっても見逃さず対応していきます。</p> <p>また、未納未収金等については、吉野川市全体で考え、税務課等各課と協議をし、情報の共有化、事務の効率化を図っていくよう努力していきます。</p>
人権課	未収金の回収に向けて、なお一層の努力が必要である。	<p>本件については、毎回指摘を受けており、なかなか困難な状況ではあるが、再度債務者及び貸付状況等を精査し、弁護士に相談しながら債権回収に取り組みます。</p> <p>また、現在行っている戸別訪問や集金も継続して行い、未収金の回収に取り組みます。</p>